

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、健康増進事業事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	健康増進事業事務	
②事務の概要	薩摩川内市では、健康増進法に基づき実施している健康増進事業のうち、次の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1. がん検診 2. 歯周病疾患 3. 骨粗しょう症検診 4. 肝炎ウイルス検診 特定個人情報を取り扱う事務の具体的内容 1. 検診対象者の把握、受診券等の送付 2. 検診の実施、結果通知の送付 3. 検診結果の記録、管理 4. 検診後の健康相談、指導等	
③システムの名称	・地域健康支援システム（健康かるて） ・中間サーバー ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
地域健康支援情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の111の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]	
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の111の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の111の項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康保険部市民健康課	
②所属長の役職名	市民健康課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	行政管理部総務課（住所：薩摩川内市神田町3番22号、電話番号：0996-23-5111）	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	健康保険部市民健康課（住所：薩摩川内市西開聞町6番10号、電話番号：0996-22-8811）	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報の入った郵便物を郵送する作業などがある場合、複数人による作業を行い、ダブルチェックを行う確認体制を取っている。また、準備が終了するまでは鍵のかかる部屋で保管し、外部の者に情報漏洩することがない様対応している為、対応は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査		
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を扱うシステムは番号系のパソコンに格納されており、特定された職員のみそのパソコンを保有している。また、システムも個人毎にID・パスワードを設定し、誰でも利用できる環境ではない。そのため、対策は「十分である」と考えられる。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年9月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民健康課長 矢野 克己	市民健康課長 檜垣 淳子	事後	平成27年4月1日付人事異動
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年2月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年8月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
平成30年8月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年4月1日時点	平成30年7月1日時点	事後	
令和1年5月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民健康課長 檜垣 淳子	市民健康課長	事後	文言修正
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月1日	VIリスク対策		平成31年4月1日時点	事後	
令和1年11月1日	I 関連情報	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	II しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	III しきい値判断結果	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和1年11月1日	VIリスク対策	平成31年4月1日時点	令和元年11月1日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	薩摩川内市では健康増進法に基づき、以下の事務を行う。 ①各種検診の通知発送 ②健診結果の管理 ③健診結果の通知	薩摩川内市では、健康増進法に基づき実施している健康増進事業のうち、次の事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 1. がん検診 2. 歯周病疾患 3. 骨粗しょう症検診 4. 肝炎ウイルス検診 特定個人情報を取り扱う事務の具体的内容 1. 検診対象者の把握、受診券等の送付 2. 検診の実施、結果通知の送付 3. 検診結果の記録、管理 4. 検診後の健康相談、指導等	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	地域健康支援システム（健康かるて）、中間サーバー	・地域健康支援システム（健康かるて） ・中間サーバー ・Acrocity行政基本 ・MICJET番号連携サーバー	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		（情報照会の根拠） 番号法第19条第8項 別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8項 別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和4年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②部署	市民福祉部市民健康課	保健福祉部市民健康課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課文書法制室	行政管理部行政経営課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和4年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	市民福祉部市民健康課	保健福祉部市民健康課	事後	令和4年4月1日付人事異動
令和7年5月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条	番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	法令改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第50 条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8項 別表第二 102の2の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令第50 条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表の111の項 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表の111の項	事後	法令改正に伴うもの
令和7年5月26日	I 関連情報－9. 規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式改正に伴うもの
令和7年5月26日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月26日	VIリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報の入った郵便物を郵送する作業などがある場合、複数人による作業を行い、ダブルチェックを行う確認体制を取っている。また、準備が終了するまでは鍵のかかる部屋で補完し、外部の者に情報漏洩することがない様対応している為、対応は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月26日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月26日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である。	事後	様式変更に伴い追記
令和7年5月26日	VIリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を扱うシステムは番号系のパソコンに格納されており、特定された職員のみそのパソコンを保有している。また、システムも個人毎にID・パスワードを設定し、誰でも利用できる環境ではない。そのため、対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴い追記
令和8年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	行政管理部行政経営課	行政管理部総務課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部市民健康課	健康保険部市民健康課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉部市民健康課	健康保険部市民健康課	事後	令和8年8月4月1日付組織見直し
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和4年3月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和4年3月1日時点	令和8年7月31日時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施
令和8年7月31日	9. 監査の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	特定個人情報保護評価の再実施 令和6年度内部監査実施